

# 生徒心得

生徒の本分は学ぶことにあり、自らの成長を自ら図るように努めなければならない。また、学校は集団生活の場であり、常に本校生徒としての誇りと自覚を持ち、互いに親しみ互いに戒め責任ある行動がとれるように努めなければならない。

この心得は、本校生徒の日常生活の基準を示したものであり、その意を体して実践に努めなければならない。

## 第1章 登校・下校

**第1条** 通学の際は、本校所定の制服(白糠高校制服規定参照)を着用すること。

**第2条** 生徒手帳・身分証明書を常に携帯すること。

**第3条** 始業の5分前までに登校するよう心がけること。

**第4条** 欠席、遅刻、早退は原則として事前に保護者より連絡すること。

**第5条** 登下校の途中においては、公衆道徳を守り、高校生として節度ある態度をとること。

**第6条** 交通規則を守り、事故のないよう気をつけること。

**第7条** 登下校においてやむをえず車を利用する場合は、保護者の運転する車または営業車のみとする。

**第8条** 自転車通学を希望する場合は、所定の用紙により「許可願」を提出し、許可を得ること。

## 第2章 校 内 生 活

- 第9条** 登校後、授業終了までは外出をしないこと。外出の必要が生じたときは許可を得ること。
- 第10条** 授業開始・終了時間を厳守し、他の迷惑になるような行為は慎むこと。
- 第11条** 先生・来客に対して挨拶をし、言葉づかいに留意すること。
- 第12条** 常に環境の美化に努め、公共物を大切にすること。施設や設備の破損・備品の紛失に関しては、ただちに申し出ること。
- 第13条** 所持品の安全管理に十分留意し、貴重品は関係の先生に預けること。
- 第14条** 教室以外では飲食しないこと。
- 第15条** 休日などに登校する場合は事前に関係の先生に申し出ること。使用には関係の先生がつき、使用後は整理整頓すること。また、服装は、制服、学校指定ジャージ、部活動ジャージとすること。

## 第3章 校 外 生 活

- 第16条** 常に本校生徒であることを自覚して行動すること。飲酒、喫煙、その他法に触れることは決してしないこと。
- 第17条** 外出は保護者に行き先を伝え、むやみに夜間外出をしないこと。帰宅時間は午後9時までとする。  
ただし、祭り・お盆・年末年始の特別な場合の帰宅時間は午後10時までとする。
- 第18条** 外泊は行き先を明確にし、保護者の許可を得ること。

**第19条** アルバイトを行う場合は「アルバイト届」を提出すること。(アルバイトに関する規程参照)

**第20条** 長期休業中の生活については、「長期休業中の生活」を参照すること。

## 第4章 校則の改正

**第21条** 校則は、生徒総会の議決後、職員会議を経て改正することができる。もしくは、職員会議の決定をもって、改正することができる。

**付則** 平成4年4月1日より施行する。

平成27年4月1日 一部改正

令和4年4月1日 一部改正

# 諸 届 一 覧

届、許可の必要なものは次の一覧表による。

## 諸 届 一 覧 表

項 目	手続きの種類	届 け 出
1 欠席・遅刻・早退	事前に保護者より電話連絡	H R 担任
2 外 出	〃	
3 提出事項の変更 (氏名・住所・保護者)	申 し 出	
4 旅行・キャンプ	申 し 出	
5 授業の遅刻	遅刻・早退・中抜け処理簿	教科担任→H R 担任
6 休学・復学	休学・復学許可願	担任→学年主任→教務部長
7 転 学	転 学 許 可 願	
8 退 学	退 学 許 可 願	
9 自動車免許	普通自動車運転免許取得許可願	担任・学年主任→生徒指導部
	大型特殊自動車運転免許取得許可願	
10 対外行事参加	保護者承諾書	担任・顧問→生徒指導部
11 入・退部	部活動入部届届 部活動退部届	担任・顧問→生徒会
12 アルバイト	アルバイト届	担任→生徒指導部
13 自転車通学	自転車通学許可願	
14 頭 髪	頭髪事情証明書	
15 異 装	異装処理簿	
16 在学証明	在学証明書交付願	事 務
17 学 割	学割交付願	
18 通学証明	通学証明書	

# 校舎使用上の注意

## 第1章 事故防止

- 第1条** 教室の窓から身を乗り出したり、紙屑・ゴミなど、物を投げたりしない。
- 第2条** 廊下、教室で乱暴な行動をしない。
- 第3条** 立ち入り禁止の場所には立ち入らない。(5階、電気室・ボイラー室、焼却炉・屋外浄化水槽室、ルーフなど)
- 第4条** 暖房器具に触れない。暖房器具の上に物を乗せない。

## 第2章 非常時の混乱防止

- 第5条** 防災設備には非常時以外は手を触れない。(廊下、教室の感知器に触れた場合には、非常ドア防火シャッターが自動閉鎖する。)
- 第6条** 防火扉をいたずらしない。

## 第3章 校舎、施設・設備の保全・維持

- 第7条** 環境の美化を心掛け、清掃を徹底する。
- 第8条** ドア・窓・電気器具などを大切に取扱い、室名札・鏡・カーテン・消火器などにはいたずらしない。
- 第9条** 掲示物は、所定の掲示板を使用する。
- 第10条** 黒板・机・椅子・壁・ガラスなどに落書きしない。
- 第11条** 土足をしない。
- 第12条** 非常口の出入りは非常時または指示のある場合のみとする。

- 第13条** カップ麺などを校舎内に持ち込まない。
- 第14条** 壁を蹴ったり、足跡や傷などをつけたりしない。
- 第15条** 便器に異物を捨てない。
- 第16条** 下足ロッカーには靴以外は入れない。また、きれいに使う。
- 第17条** 故意・過失により破損させた場合には弁償させることがある。
- 第18条** アイロン・充電器などの学校の電気を無駄に使う物を持ってこない
- 付則** 昭和63年4月1日より施行する。  
平成27年4月1日 一部改正  
平成30年4月1日 一部改正

## 身だしなみに関する規定

### 第1章 服 装

- 第1条** 制服は、白糠高校制服規定書によるものを正装とする。
- 第2条** 夏期制服・冬期制服については、生徒指導部が指定した日から、当該制服の着用を認める。
- 第3条** 次の集会時及び学校が指定する日は正装とする。  
入学式、始業式、終業式、卒業式、講演会、全校集会

### 第2章 頭 髪

- 第4条** 高校生の品位を保つような清楚な髪型とする。  
(禁止する頭髪例)  
(1) パーマ類、変色等の人工的加工(エクステ・ウィッグ含)

- (2) ドライヤー、アイロン、コテ等での加工。
- (3) 男子の長髪や部分的な刈り上げ。

## 第4章 そ の 他

**第5条** 指輪、ピアス等の装飾や口紅・マニキュア等の化粧、額、眉等の剃り込み、ひげをのばすことを禁止する。

**第6条** 上靴は学校指定のものとする。

**第7条** 外靴はスリッパ、サンダル、下駄、ハイヒール、クロックス等は禁止する。

**第8条** カバンは学生らしいものを使うこと。

**付則** 平成4年4月1日より施行する。

平成27年4月1日 一部改正

平成30年4月1日 一部改正

## 制服規定書

**第1条** 男子制服

〈ブレザー〉

・素材

プライム(チャコールグレー)(ウール40% ポリエステル60%)

・デザイン

- ・シングル2つ釦 センターベント
- ・胸箱 脇フラップポケット
- ・胸にオリジナルワッペン
- ・校名イニシャル入指定釦

- ・袖口が2 cm伸びるグローイング仕立て
- ・家庭で洗える丸洗いタイプ
- ・左内ポケットに個人ネーム（金茶）

〈スラックス〉

・素材

シャドウウインドウペン  
（ウール50% ポリエステル50%）

・デザイン

- ・ワンタックストレート・スリム型
- ・家庭で洗える丸洗いタイプ ・裾はシングル仕上げ
- ・左裾内側に個人ネーム（金茶）

〈シャツ〉

・素材

オフホワイト（ポリエステル65% 綿35%）

・デザイン

- ・カッターシャツ ・左裾にSのイニシャル入り（紺）

〈ネクタイ〉

・素材

ポリエステル100%

・デザイン

- ・オリジナルレジメンタルタイ（レギュラー仕様）

〈ニットベスト〉（希望者購入）

・素材

白（綿50% アクリル50%）

・デザイン

- ・無地
- ・左胸にSのイニシャル刺しゅう（紺）

【ブレザー】



オリジナル  
ワッペン



指定ボタン



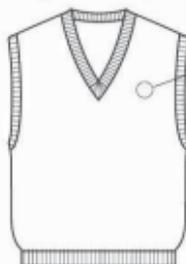
左内ポケット  
にネーム

【スラックス】



左裾内側に  
個人ネーム

【ニットベスト】



左胸刺繍



【ネクタイ】



【ワイシャツ】



左袖刺繍



## 第2条 女子制服

### 〈ブレザー〉

#### ・素材

プライム(チャコールグレー)(ウール40% ポリエステル60%)

#### ・デザイン

- ・シングル2つ釦 センターベント
- ・ロング丈ブレザー ・胸箱 脇フラップポケット
- ・胸にオリジナルワッペン ・校名イニシャル入指定釦
- ・袖口が2cm伸びるグローイング仕立て
- ・家庭で洗える丸洗いタイプ
- ・左内ポケットに個人ネーム(金茶)

### 〈スカート〉

#### ・素材

シャドウウインドウペン  
(ウール30% ポリエステル70%)

#### ・デザイン

- ・24本車ヒダスカート ・家庭で洗える丸洗いタイプ
- ・左裾内側に個人ネーム(金茶)
- ・スカート丈は最短でヒザ頭中心

### 〈ブラウス〉

#### ・素材

オフホワイト(ポリエステル65% 綿35%)

#### ・デザイン

- ・カッターシャツ ・左袖にSのイニシャル入り(紺)

### 〈リボンタイ〉

#### ・素材

ポリエステル100%

・デザイン

- ・ループ仕様

〈女子スラックス〉（①、②より選択）

・素材

プライム（チャコールグレー）（ウール40% ポリエステル60%）

・デザイン①

- ・両サイドポケット ベルトループ付き
- ・裾ストレート型
- ・左裾内側に個人ネーム（金茶）

・デザイン②

- ・両サイドポケット、ベルトループ付き
- ・男子型ベースの裾ストレート型
- ・左裾内側に個人ネーム（金茶）

〈ハイソックス〉

・素材

ナイロン ポリウレタン 綿混紡

・デザイン

- ・リブ編み ハイソックス
- ・イニシャル刺繍入り

※正装時着用 普段は紺色ハイソックスであれば指定外も可

〈ニットベスト〉（夏季略装指定）

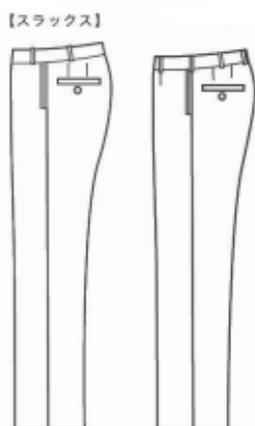
・素材

白（綿50% アクリル50%）

・デザイン

- ・無地
- ・左胸にSのイニシャル刺しゅう（紺）

※夏季、ブレザーを脱いだ時、ブラウスの上に必ず着用の事



【リボン】



【ハイソックス】



## 制服の着こなしについて

年間を通して制服を着用する（正装）。ただし次の運用方法を用いる。

### (1) 正装（4月～10月末）について→〈図1〉

入学式・卒業式・学校が定める行事（始業式や終業式、周年式典等）は指定正装とする。

男子〔ブレザー、スラックス、白Yシャツ、ネクタイ、ベルト、指定ベスト（任意）〕

女子〔ブレザー、スカート又はスラックス、指定ベスト、白Yシャツ、リボンタイ、紺ハイソックス〕

※スカート丈は膝頭の位置を標準とする。

※男女ともに5色（白・黒・紺・茶・グレー）のニット類の着用を許可する。〔指定正装を除く〕

※ネクタイ・リボンタイの色は学年ごとに赤茶色／青色／緑色のいずれかで統一する。

### (2) 夏期制服（6月上旬～9月末）は任意とし、気候によってはこの限りではない。

→〈図2〉

男女ともに正装を基本とするが、ブレザーは着用しなくてもよい。

白ポロシャツを認める。その際、ネクタイ・リボンタイは着用しなくてもよい。

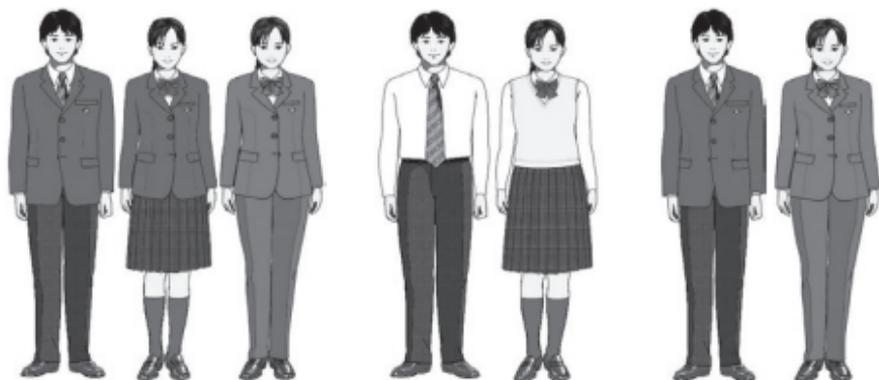
### (3) 冬期制服（11月上旬～3月末）について→〈図3〉

男子は正装、女子はスラックス（無地）を着用する。

〈図1〉正装

〈図2〉夏期制服

〈図3〉冬期制服



## アルバイトに関する規定

高校生は学業に専念すべきであるが、事情によりアルバイトをする場合は、勉学に支障がないかぎり次に基づくものとする。

**第1条** アルバイトは、必ず所定の用紙で届けること。

**第2条** やむを得ず平常時にアルバイトをする場合は放課後とし、午後9時までには帰宅できる時間の範囲で行うものとする。

**第3条** 定期試験7日前から試験実施期間中にかけてのアルバイトは禁止する。

**第4条** 長期休業中のアルバイトは、期間中の3分の2以内とする。

**第5条** 次のアルバイトは認めない。

- 1 危険を伴う職種
- 2 18歳未満出入り禁止の場所
- 3 車等を運転する職種
- 4 酒類の販売・提供を主とする接客業務
- 5 ゴルフ場のキャディー
- 6 宿泊を伴う職種

**第6条** アルバイト中の事故の責任は学校として負わない。一切は保護者と雇用主との間で解決すること。

**付則** 平成4年4月1日より施行する。

平成27年4月1日 一部改正

# 長期休業中の生活

## 第1章 夏・冬・春休みの生活

### 第1条 学習について

- 1 自分の進路と前学期の反省の上、計画を立てて学習する。
- 2 不得意教科は特に時間をかけて学習し、その克服に努力する。
- 3 学習成績不振者は特に学習に専念し、進級・卒業に支障のないようにする。

### 第2条 健康について

過労・過食・夜更かし等は慎み、規則正しい生活を心がけ、積極的に健康の増進に努める。

### 第3条 外出について

- 1 無用な外出、外泊はしない。やむを得ず外泊するときは必ず保護者の許可を得る。
- 2 外出の際は必ず外出先、帰宅時間を家人に知らせ、身分証明書を携行する。
- 3 夜間の外出は午後9時までとする。
- 4 夜間の一人歩きはしない。やむを得ず外出する場合も特に慎重を期し、事故の誘因となる行動や服装は絶対にしない。
- 5 交通安全に留意し、保護者以外の車には乗らない。
- 6 外出時の服装は、高校生としての品位を保つ服装とする。
- 7 アルバイトは「アルバイトに関する規程」を参照とすること。

#### 第4条 同窓会・クラス会

責任者として出身小中学校の担任またはこれに代わる先生が出席しているものに限る。

#### 第5条 旅行・娯楽

- 1 旅行については事前に担任に申し出る。
- 2 パチンコ店・J R A（場外馬券売場）その他高校生として望ましくない場所への出入りは禁止する。
- 3 喫茶店・カラオケボックス・ゲームセンターへの出入りは午後8時までとする。
- 4 自動車・バイク等の運転は絶対にしない。

#### 第6条 校舎使用及び部活動について

- 1 校舎使用については、休みの前に十分に計画を立て、顧問または担任に申し出る。
- 2 使用後は後片づけ・清掃をしっかりと行う。
- 3 休業中の部活動は顧問教員の監督のもとに行う。
- 4 講習・補習を受ける際は制服で登校する。
- 5 火気使用の際は十分に注意し、使用後は異常のないことを確認し、その旨顧問に連絡する。

#### 第7条 その他

- 1 飲酒・喫煙・その他、法に触れることは絶対にしない。
- 2 災害や事故にあった時は、すぐに学校に連絡する。  
(01547-2-2193)

## 第2章 夏休みの生活

#### 第8条 キャンプ

- 1 事前に担任に申し出る。
- 2 保護者同伴とする。

- 3 キャンプ期間は必ず身分証明書を携行する。
- 4 高校生としての自覚のもとに服装は華美なものを選  
避ける。

#### 第9条 水泳

- 1 水泳は危険に注意し各施設の係員の指示に従う。
- 2 海水浴は海水浴場以外では行わない。また海水浴場  
はそこでの指示に従い安全に十分留意する。
- 3 利用の際は必ず身分証明書を持参する。

第10条 登山は経験豊富な指導者がリーダーとなる場合に限  
る。

第11条 まつり、お盆（8月14～16日）の外出は午後10時  
までとする。

### 第3章 冬休みの生活

第12条 スケートはリンク以外の場所（川や沼）では滑ら  
ない。スキー・スノーボード・スケートなど公共の施設  
を利用するときは使用規則を守る。

第13条 冬山登山は禁止する。

第14条 年末年始期間（12月31日～1月3日）の外出は午後  
10時までとする。

初詣は保護者同伴が望ましい。

付則 昭和63年4月1日より定める。  
平成27年4月1日 一部改正

# 交通安全に関する規定

## 第1章 免許取得についての基本方針

**第1条** 免許の取得および車両購入については、必要と認められた生徒以外は「取らない」「乗らない」「持たない」を基本方針とする。

## 第2章 普通自動車運転免許の取得

**第2条** 第3学年においては卒業後の進路等を考慮し、以下の条件を満たしている場合に限り、普通自動車運転免許の取得を許可する。

- 1 「普通自動車運転免許取得許可願」が期間中に提出されている。
- 2 前期期末考査終了時点において、各教科の出席時数が8割以上および各教科の仮評定が「2」以上である。
- 3 事前に行われる「自動車学校保護者説明会」に保護者は必ず出席しており、「普通自動車運転免許取得願」「誓約書」が提出されている。

**第3条** 自動車学校への入校は10月1日からとし、通学については放課後（土日、祝祭日、長期休業、家庭学習期間を除く）とする。

**第4条** 自動車学校に通うための遅刻・早退・欠席は認めない。

**第5条** 考査及び学校行事等に関わる日の欠席及び欠課は認めない。

**第6条** 運転免許証取得後は、ただちに学校に報告し、免許証は卒業まで保護者預かりとする。

**第7条** 在学中の車両購入および運転は固く禁ずる。

**第8条** 別に定める「普通自動車運転免許取得に関する生徒心得」を遵守する。

**第9条** 大型特殊自動車運転免許の取得を希望する生徒には、以下の条件を満たしている場合に限り、免許の取得を許可する。

- 1 普通自動車運転免許を取得していること。
- 2 「大型特殊自動車運転免許取得願」「誓約書」が提出されていること。
- 3 希望する時点で、各教科の出席時数が8割以上および各教科の仮評定が「2」以上であること。

**第10条** 普通自動車運転免許取得の関連条項に反した場合は特別指導の対象となり、許可を取り消されることがある。

### 第3章 自転車による通学

**第11条** 自転車通学を希望する生徒は「自転車通学許可願」を提出し、年1回の自転車点検を受けなければならない。

**第12条** 自転車通学を許可された生徒は、使用自転車にステッカーを貼付し、登校時には自転車置場を利用する。

**第13条** 自転車の整備・点検を心がけ、改造をしない。  
また、他人に貸さないこと。

**第14条** 冬季（降雪期）は、自転車による通学を禁止とする。

**第15条** 交通規則を守り、安全運転に心掛けること。違反などが生じた場合には、許可を取り消されることがある。

### 第4章 自動二輪・原動機付自転車について

**第16条** 自動二輪・原動機付自転車については、免許の取得、車両購入、運転、通学のいずれも許可しない。

## 第5章 登下校について

**第17条** 交通規則を遵守し、事故のないように気をつける。

**第18条** 車を利用する場合は、保護者の運転する車または営業者に限る。

**付則** 平成9年4月1日より施行する。

平成27年4月1日 一部改正

平成30年4月1日 一部改正